



2021年4月2日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生  
(コード番号：3751 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記  
TEL (03) 4476-8000 (代表)

### 株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が2021年3月22日開催の当社取締役会において決議いたしました新株予約権の無償割当てについて、当社が2021年3月25日付で公表いたしました「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主である株式会社シティインデックスイレブンスから当該新株予約権の無償割当ての差止め請求に係る仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされていましたが、本日、東京地方裁判所より、下記1. の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 決定の概要

##### (1) 決定日

2021年4月2日

##### (2) 決定の内容

債務者（当社）の令和3年3月22日の取締役会決議に基づいて現に手続中の甲種新株予約権の無償割当てを仮に差し止める。

申立費用は債務者（当社）の負担とする。

#### 2. 当社の今後の対応

本申立てについて、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社は上記の決定に対し、保全異議の申立てを行うことを検討しております。開示すべき事項が生じましたら、適時開示して参ります。

以 上